

島根県特定建設資材に係る分別解体等 及び特定建設資材廃棄物の再資源化等 の促進等の実施に関する指針

平成13年9月

島 根 県

【目 次】

はじめに

第1 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の方向	2
1 建設資材に係る廃棄物・リサイクル対策の基本的考え方	2
2 関係者の役割	2
3 特定建設資材に係る分別解体等の方向	4
4 特定建設資材廃棄物の再資源化等の方向	4
5 条例により定める建設工事の規模に関する基準の考え方	5
6 条例により定める距離に関する基準の考え方	5
第2 建設資材廃棄物の排出抑制のための方策	6
1 建設資材廃棄物の排出の抑制の必要性	6
2 関係者の役割	6
3 排出抑制について配慮すべき地域	7
第3 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策	8
1 特定建設資材廃棄物の再資源化等の目標	8
2 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策	8
第4 再資源化により得られた物の利用の促進のための方策	11
1 再資源化により得られた物の利用についての考え方	11
2 関係者の役割	11
3 公共事業での率先利用	12
第5 分別解体等、再資源化等及び再資源化により得られた物の利用の意義に関する知識の普及	13
1 地域及び学校・社会教育における普及・啓発方策	13
2 発注者及び施工者に対する普及・啓発方策	13
第6 その他分別解体等及び再資源化等の促進等に関する重要事項	14
1 分別解体等及び建設資材廃棄物の処理等の過程における有害物質等の発生抑制に関する事項	14

はじめに

我が国の経済社会の発展は、私たちの生活を物質的におおいに豊かにし、その利便性を高めてきた一方で、大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会システムを定着させ、日常生活や通常の事業活動に伴う環境への負荷を高めている。

特に、生活様式の多様化及び高度化による住宅・社会資本の整備及び更新等に伴い、建設資材廃棄物の排出量が増大している。

本県においても、建設業の県内総生産に占める割合が高いことから、産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。）及びその最終処分量に占める建設資材廃棄物の割合も高いものとなっている。

一方、適正な処理を行う産業廃棄物の最終処分場の立地が困難となってきたおり、現状のまま推移すると最終処分場がひっ迫するおそれがあるほか、建設資材廃棄物の不法投棄が見られるなど、建設資材廃棄物の処理が問題となっている。

このような状況の中、国においては、平成12年5月に建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）を新たに制定し、今後、建設工事に伴い発生する特定建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進することとしている。

このような特定建設資材の分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等は、本県のかげがえのない自然に富んだ豊かな環境を現在の県民だけでなく、将来の世代の県民も享受できるように守り、育てていくためにも極めて重要であり、快適な生活環境を求める県民ニーズに応えていく上で、不断の取組を必要としている。本県において循環型社会システムを構築し、生活環境の保全と健全な経済発展を長期的に確保するためには、県、市町村、事業者及び県民一人ひとりの適切な役割分担の下で、一体となって再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量を図っていくことが重要である。

この指針は、国において、平成13年1月に策定された特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関する基本方針に即し、建設工事に係る資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図る必要な事項を定めるものである。

第1 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の方向

1 建設資材に係る廃棄物・リサイクル対策の基本的考え方

建設資材に係る廃棄物・リサイクル対策の考え方としては、循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)における基本的な考え方を原則とし、次に定めるところによるものとする。

- (1) 建設資材廃棄物の発生抑制に努めなければならない。
- (2) 建設資材廃棄物の全部又は一部のうち、再使用をすることができるものについては、再使用を行わなければならない。
- (3) 建設資材廃棄物の全部又は一部のうち、(2)による再使用がされないものであって再生利用をすることができるものについては、再生利用を行わなければならない。
- (4) 建設資材廃棄物の全部又は一部のうち、再使用及び再生利用がされないものであって熱回収をすることができるもの又はその可能性のあるものについては、熱回収を行わなければならない。
- (5) (1)~(4)の措置が行われないものについては、適正に最終処分するものとする。

なお、発生した建設資材廃棄物については、廃棄物処理法に基づいた適正な処理を行わなければならない。

2 関係者の役割

関係者は、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に当たって、適切な役割分担の下でそれぞれが連携しつつ積極的に参加することが必要である。

(1) 建設資材の製造に携わる者

建設資材の製造に携わる者は、端材の発生が抑制される建設資材の開発及び製造、建設資材として使用される際の材質、品質等の表示、有害物質等を含む素材など分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等が困難となる素材の非使用等により、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となるよう努力する必要がある。

(2) 建築物等の設計に携わる者

建築物等の設計に携わる者は、端材の発生が抑制され、また、分別解体等の実施が容易となる設計、建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となる建設資材の選択など設計時における工夫により、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が効果的に行われるようにするほか、これらに要する費用の低減に努

める必要がある。なお、建設資材の選択に当たっては、有害物質等を含む建設資材等建設資材廃棄物の再資源化が困難となる建設資材を選択しないよう努める必要がある。

(3) 発注者

発注者は、元請業者に対して、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施について明確な指示を行うよう努める必要がある。

(4) 元請業者

元請業者は、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関し、中心的な役割を担っていることを認識し、その下請負人に対して、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施について明確な指示を行うよう努める必要がある。

(5) 建設工事を施工する者

建設工事を施工する者は、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施するほか、施工方法の工夫、適切な建設資材の選択、施工技術の開発等により建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となるよう努める必要がある。

(6) 建設資材廃棄物の処理を行う者

建設資材廃棄物の処理を行う者は、排出した建設資材廃棄物について自らその処理を行う事業者及び建設資材廃棄物を排出する事業者から委託を受けてその処理を行う者（以下「建設資材廃棄物の処理を行う者」という。）は、建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施しなければならない。

(7) 県

県は、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を促進するために必要な調査、研究開発、情報提供及び普及啓発に努めることとする。

(8) 市町村

市町村は、国及び県の施策と相まって、必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

3 特定建設資材に係る分別解体等の方向

特定建設資材に係る分別解体等の実施により特定建設資材廃棄物をその種類ごとに分別することを確保し、特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進するためには、特定建設資材に係る分別解体等が一定の技術基準に従って実施される必要がある。

この技術は、特定建設資材に係る分別解体等の実施の対象となる建築物等により異なる場合があり、建設工事に従事する者の技能、施工技術、建設機械等の現状を踏まえ、建築物等に応じ、適切な施工方法により分別解体等が実施される必要がある。

また、分別解体をはじめとする解体工事の適正な施工を確保するためには、最新の知識及び技術を有する者による施工が必要であるため、解体工事を施工する者の知識及び技術力の向上を図るほか、このような技術を有する者に関する情報の提供、適切な施工の監視、監督等を行う必要がある。

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等の方向

対象建設工事の分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物については、再資源化施設へ搬出し、再資源化等を行う必要がある。なお、特定建設資材廃棄物の再資源化に当たっては、廃棄物処理法の規定も併せて適用されるため、生活環境保全上の支障が生じないよう廃棄物処理法を遵守して行う必要がある。

ただし、工事現場から一定の距離内（主務省令又は条例で定める）に再資源化する施設がない場合には、次善の方法として縮減を行う必要がある。なお、縮減を行うに当たっても、廃棄物処理法の規定も併せて適用されるため、廃棄物処理法を遵守して行う必要がある。

また、建設資材廃棄物に係る現状及び課題を踏まえると、その再資源化等の促進を図ることが重要であることから、対象建設工事のみならず対象建設工事以外の建設工事に伴って生じた特定建設資材廃棄物についても、再生資源として利用すること等を促進する必要があり、工事現場の状況等を勘案して、できる限り工事現場において特定建設資材に係る分別解体等を実施し、これに伴って排出された特定建設資材廃棄物については再資源化等を実施するよう努める必要がある。

分別解体等が困難であるため混合された状態で排出された建設資材廃棄物についても、できる限り特定建設資材廃棄物を選別できる処理施設に搬出し、再資源化等を促進するよう努める必要がある。

なお、これらの措置が行われるようにするためには、技術開発、関係者間の連携、必要な施設整備等を促進することにより分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を低減することが重要である。

5 条例により定める建設工事の規模に関する基準の考え方

知事は、県の区域のうちに、特定建設資材廃棄物の再資源化施設及び最終処分場の処分量の見込みその他の事情から判断して、政令で定める規模の基準によっては当該区域において生じる特定建設資材廃棄物をその再資源化等により減量することが十分でないと認められるときは、条例により、建設リサイクル法第9条第3項の基準に代えて適用すべき建設工事の規模に関する基準を定める。

6 条例により定める距離に関する基準の考え方

知事は、県の区域における特定建設資材廃棄物の発生量や最終処分場の処分量の見込みその他の事情から判断して、主務省令で定める距離の基準によっては特定建設資材廃棄物の減量が十分でないと認めるときには、条例により、建設リサイクル法第16条の基準に代えて適用すべき距離に関する基準を定める。

第2 建設資材廃棄物の排出抑制のための方策

1 建設資材廃棄物の排出の抑制の必要性

県内の産業廃棄物の排出量を業種別にみると、建設業が最も多く、減量することが困難なものが多い。また、産業廃棄物最終処分場の確保が年々困難となっていることから、限られた資源を有効活用し、最終処分量を減らすためには、まず建設資材廃棄物の排出を抑制することが特に重要である。

2 関係者の役割

関係者は、建設資材廃棄物の排出の抑制に当たって、建築物等に係る建設工事の計画・設計段階からの取組を行うとともに、適切な役割分担の下でそれぞれが連携しつつ積極的に参加することが必要である。

(1) 建築物等の所有者

建築物等の所有者は、自ら所有する建築物等について適切な維持管理及び修繕を行い、建築物等の長期的使用に努める必要がある。

(2) 建設資材の製造に携わる者

建設資材の製造に携わる者は、工場等における建設資材のプレカット等の実施、その耐久性の向上並びに修繕が可能なものについてはその修繕の実施及びそのための体制の整備に努める必要がある。

(3) 建築物等の設計に携わる者

建築物等の設計に携わる者は、当該建築物等に係る建設工事を発注しようとする者の建築物等の用途、構造等に関する要求に対応しつつ、構造躯体等の耐久性の向上を図るとともに、維持管理及び修繕を容易にするなど長期的使用に資する設計に努めるとともに、端材の発生が抑制される施工方法の採用及び設計資材の選択に努める必要がある。

(4) 発注者

発注者は、建築物等の用途、構造その他の建築物等に要求される性能に応じ、技術的及び経済的に可能な範囲で、建築物等の長期的使用に配慮した発注に努めるほか、建設工事に使用された建設資材の再使用に配慮するよう努める必要がある。

(5) 建設工事を施工する者

建設工事を施工する者は、端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択に努めるほか、端材の発生の抑制、再使用できる物を再使用できる状態にする施工方法の

採用及び耐久性の高い建築物等の建築等に努める必要がある。

特に、使用済みコンクリート型枠の再使用に努めるほか、建築物等の長期的使用に資する施工技術の開発及び維持修繕体制の整備に努める必要がある。

(6) 県

県は、自ら建設工事の発注者となる場合においては、建設資材廃棄物の排出の抑制に率先して取り組むこととする。

(7) 市町村

市町村は、国及び県の施策と相まって、必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

3 排出抑制について配慮すべき地域

最終処分場の確保が困難となってきた現状から、建設資材廃棄物の排出の抑制が重要である。

コンクリート塊（コンクリートが廃棄物となったもの並びにコンクリート及び鉄から成る建設資材に含まれるコンクリートが廃棄物となったものをいう。以下同じ。）アスファルト・コンクリート塊（アスファルト・コンクリートが廃棄物となったものをいう。以下同じ。）の再資源化施設については、立地が進みほぼ全県域を補完できる状況である。しかし、建設発生木材（木材が廃棄物となったものをいう。以下同じ。）の再資源化施設については、全県域を十分に補完できる状況ではないことから、全県域での建設発生木材の排出抑制の取組が必要である。

また、再資源化施設の立地が進んでいない隠岐地区については、一層の排出抑制に努める必要がある。

第3 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策

1 特定建設資材廃棄物の再資源化等の目標

再資源化施設の立地状況が地域によって異なることを勘案しつつ、すべての関係者が再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量をできるだけ速やかに、かつ、着実に実施することが重要であることから、今後10年を目途に特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に重点的に取り組むこととし、平成22年度における再資源化等率（工事現場から排出された特定建設資材廃棄物の重量に対する再資源化等されたものの重量の百分率をいう。）は、次表の左欄に掲げる特定建設資材廃棄物の種類に応じ、同表の右欄に掲げる率とする。

特定建設資材廃棄物	再資源化率
コンクリート塊	95%
建設発生木材	95%
アスファルト・コンクリート塊	95%

特に、県事業においては、再資源化等を先導する観点から、コンクリート塊、建設発生木材及びアスファルト・コンクリート塊について、平成17年度までに最終処分する量をゼロにすることを目指すこととする。

なお、特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標については、建設資材廃棄物に関する調査の結果、再資源化等に関する目標の達成状況及び社会経済情勢の変化等を踏まえて必要な見直しを行うものとする。

2 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策

(1) 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策に関する基本的事項

特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標を達成するためには、必要な再資源化施設の確保、再資源化を促進するために必要となるコスト削減等に資する技術開発及び再資源化により得られた物の利用の促進が必要となる。

具体的には、知事は、地域ごとに特定建設資材廃棄物の再資源化施設の実態を把握し、その整備を促進するために必要な施策を行うほか、国とともに産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成4年法律第62号）に基づく施策を推進する。

(2) 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための具体的方策等

ア コンクリート塊

コンクリート塊については、破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行うことにより、再生クラッシャーラン、再生コンクリート砂等（以下「再生骨材等」という。）として、道路、港湾、空港、駐車場及び建築物等の敷地内の舗装（以下「道路等の舗装」という。）の路盤材、建築物等の埋め戻し材又は基礎材等に利用することを促進する。

また、コンクリート塊の再資源化施設については、新たな施設整備と併せて既存施設の効率的な稼動を推進するための措置を講ずるよう努める必要がある。

イ 建設発生木材

建設発生木材については、チップ化し、木質マルチング材、木質ボード、堆肥等の原材料として利用することを促進する。これらの利用が技術的な困難性、環境への負荷の程度等の観点から適切でない場合には燃料として利用することを促進する。

なお、建設発生木材の再資源化を更に促進するためには、再生木質ボード（建設発生木材を破砕したものをを用いて製造した木質ボードをいう。以下同じ。）再生木質マルチング材（雑草防止材及び植物の生育を保護・促進する材料等として建設発生木材を再資源化したものをいう。以下同じ。）等について、更なる技術開発及び用途開発を行う必要がある。

また、再資源化の技術開発及び用途開発の動向を踏まえつつ、建設発生木材については、建設発生木材の再資源化施設等の必要な施設の整備について必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

ウ アスファルト・コンクリート塊

アスファルト・コンクリート塊については、破砕、選別、混合物除去、粒度調整等を行うことにより、再生加熱アスファルト安定処理混合物及び表層基層用再生加熱アスファルト混合物（以下「再生加熱アスファルト混合物」という。）として、道路等の舗装の上層路盤材、基層用材料又は表層用材料に利用することを促進する。また、再生骨材等として、道路等の舗装の路盤材、建築物等の埋め戻し材又は基礎材等に利用することを促進する。

加えて、アスファルト・コンクリート塊に係る再資源化施設については、新たな施設整備と併せて既存施設の効率的な稼動を推進するための措置を講ずるよう努める必要がある。

エ その他

特定建設資材以外の建設資材についても、それが廃棄物となった場合に再資源化等が可能なものについてはできる限り分別解体等を実施し、その再資源化等を実施することが望ましい。

また、その再資源化等についての経済性の面における制約が小さくなるよう、分別解体等の実施、技術開発の推進、収集運搬方法の検討、効率的な収集運搬の実施、必要な施設の整備等について関係者による積極的な取組が行われることが必要である。

具体的には、プラスチック製品は、建設工事に使用される量が多いことから、建築物の解体等に伴い、廃プラスチック（プラスチック製品が廃棄物となったものをいう。以下同じ。）の発生が増加すると予想されており、廃プラスチックの再資源化を促進する必要がある。このため、廃プラスチックの再資源化について、経済性の面における制約が

小さくなるよう、関係者による積極的な取組が行われることが重要である。

特に、建設資材として使用されている塩化ビニル管・継手等については、これらの製造に携わる者によるリサイクルの取組が行われ始めているため、関係者はできる限りこの取組に協力するよう努める必要がある。

石膏ボードは、高度成長期以降建築物の内装材として広く利用されており、建築物の解体等に伴い、廃石膏ボード（石膏ボードが廃棄物となったものをいう。以下同じ。）の発生が増加すると予想されることから、ひっ迫が特に著しい管理型最終処分場（環境に影響を及ぼすおそれのある産業廃棄物（以下「管理型処分品目」という。）の最終処分場をいう。以下同じ。）の状況を勘案すると、その再資源化を促進する必要がある。このため、廃石膏ボードの再資源化について、経済性の面における制約が小さくなるよう、関係者による積極的な取組が行われることが重要である。また、石膏ボードの製造に携わる者により新築工事の工事現場から排出される廃石膏ボードの収集、運搬及び再利用に向けた取組が行われているため、関係者はできる限りこの取組に協力するよう努める必要がある。

また、再資源化等が困難な建設資材廃棄物を最終処分する場合は、安定型処分品目（環境に影響を及ぼすおそれの少ない産業廃棄物をいう。以下同じ。）については管理型処分品目が混入しないように分別した上で安定型最終処分場（安定型処分品目の最終処分場をいう。）で処分し、管理型最終処分場で処分する量を減らすよう努める必要がある。

第4 再資源化により得られた物の利用の促進のための方策

1 再資源化により得られた物の利用についての考え方

特定建設資材廃棄物の再資源化を促進するためには、その再資源化により得られた物を積極的に利用していくことが不可欠であることから、関係者の連携の下で、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物に係る需要の創出及び拡大に積極的に取り組む必要がある。

また、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用に当たっては、必要な品質が確保されていること並びに環境に対する安全性及び自然環境の保全に配慮することが重要である。

2 関係者の役割

(1) 建設資材の製造に携わる者

建設資材の製造に携わる者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られたものをできる限り多く含む建設資材の開発及び製造に努める必要がある。

(2) 建築物等の設計に携わる者

建築物等の設計に携わる者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り利用した設計に努める必要がある。また、このような建設資材の利用について、発注しようとする者の理解を得るよう努める必要がある。

(3) 発注者

発注者は、建設工事の発注に当たり、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り選択するよう努める必要がある。

(4) 建設工事を施工する者

建設工事を施工する者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り利用するよう努める必要がある。また、これを利用することについての発注者の理解を得るよう努める必要がある。

(5) 建設資材廃棄物の処理を行う者

建設資材廃棄物の処理を行う者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の品質の安定及び安全性の確保に努める必要がある。

(6) 県

県は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のために必要となる調査、研究開発、情報提供並びに普及啓発に努めるほか、建設資材廃棄物の再資源化により

得られた物を率先して利用するよう努めることとする。

(7) 市町村

市町村は、国及び県の施策と相まって、必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

3 公共事業での率先利用

県事業においては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）の趣旨を踏まえ、民間の具体的な取組の先導的役割を担うことが重要であることから、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を率先して利用するものとする。

具体的には、土木構造物の裏込め材及び基礎材、道路等の舗装の路盤材又は建築物等の埋め戻し材及び基礎材等の調達に当たっては、工事現場で発生する副産物の利用が優先される場合を除き、当該現場から40kmの範囲内でコンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊の再資源化により得られた再生骨材等が入手できる場合は、利用される用途に要求される品質等を考慮した上で、経済性にかかわらずこれを利用することを原則とするなどの方策を講ずることとする。

道路等の舗装の基層用材料、表層用材料及び上層路盤材の調達に当たっては、工事現場で発生する副産物の利用が優先される場合を除き、当該現場から40km及び運搬時間1.5時間の範囲内でアスファルト・コンクリート塊の再資源化により得られた再生加熱アスファルト混合物が入手できる場合は、利用される用途に要求される品質等を考慮した上で、経済性にかかわらずこれを利用することを原則とするなどの方策を講ずることとする。

木質コンクリート型枠材については、再生木質ボードを製造する施設の立地状況及び生産能力並びに利用される用途に要求される品質等を考慮して再生木質ボードの利用を促進することとし、モデル工事等を通じて施工性・経済性等の適用性の検討を行い、これを踏まえ利用量の増大に努める。

また、法面の緑化材、雑草防止材等についても、利用される用途に要求される品質等を考慮して、再生木質マルチング材等の利用を促進することとし、モデル工事等を通じて施工性・経済性等適用性の検討を行い、これを踏まえ利用量の増大に努める。

さらに、その他の用途についても、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られたものの利用の促進が図られるよう積極的な取組を行う必要がある。

なお、県事業以外の公共事業においても、県事業における特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のための方策に準じた取組を行う必要がある。

第5 分別解体等、再資源化等及び再資源化により得られた物の利用の 意義に関する知識の普及

1 地域及び学校・社会教育における普及・啓発方策

都市・生活型公害や地球環境問題の解決のためには、県民一人ひとりが日常の行動と環境との関わりについて理解を深めるとともに、自らの行動様式を見直し、環境に配慮したライフスタイルが定着していくようにすることが重要である。

このため、県及び市町村は、学校、地域、家庭など、様々な場における環境教育、環境学習及び広報活動を通じて、環境の保全に資するものとしての特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等及び特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進の意義に関する知識について、広く県民への普及・啓発を図ることとする。

2 発注者及び施工者に対する普及・啓発方策

特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等は、実施義務を負う者が当該義務を確実に履行することが重要である。

特に、当該義務を適正に実施するためには、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用が、発注者及び受注者間で適正に負担されることが必要である。また、対象建設工事の受注者間においても、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用が、適正に負担されることが必要である。

このため、県及び市町村は、発注者及び施工者が特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の義務を理解し、当該義務を適正に実施するよう、関係機関・関係団体等と連携を図り、必要に応じて講習会の実施、資料の提供等を行い正しい知識の普及・啓発を推進する。

これにより、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担の実現に向けてその理解と協力を得るよう努めることとする。

再資源化により得られた物の利用については、発注者ができる限り利用することが重要であることから、必要に応じて講習会の実施、資料の提供等を行い正しい知識の普及・啓発を図ることとする。

第6 その他分別解体等及び再資源化等の促進等に関する重要事項

1 分別解体等及び建設資材廃棄物の処理等の過程における有害物質等の発生の抑制に関する事項

建設資材廃棄物の処理等の過程においては、廃棄物処理法、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の関係法令を遵守し、有害物質等の発生の抑制や周辺環境への影響の防止を図らなければならない。また、建設資材廃棄物の処理等の過程において、フロン類、非飛散性アスベスト等の取り扱いには十分注意し、可能な限り大気中への拡散または飛散を防止する措置をとるよう努める必要がある。

防腐・防蟻のため木材にCCA（クロム、銅及びヒ素化合物系木材防腐剤をいう。以下同じ。）を注入した部分（以下「CCA処理木材」という。）については、不適正な焼却を行った場合にヒ素を含む有毒ガスが発生するほか、焼却灰に有害物である六価クロム及びヒ素が含まれることとなる。このため、CCA処理木材については、それ以外の部分と分離・分別し、それが困難な場合には、CCAが注入されている可能性がある部分を含めてこれをすべてCCA処理木材として焼却又は埋立を適正に行う必要がある。また、この施設の整備等について関係者による取組が行われることが必要である。

PCBを含有する電気機器等についても、これらを建築物等の内部に残置しないようにする必要があるため、建築物等の解体に先立ち、これらは撤去され、廃棄物処理法に従って適切に措置されなければならない。

關係資料

【関係資料目次】

1	地域の特性	15
2	建築物等の現状及び建築物等の解体工事等の状況	17
3	建設廃棄物の発生・処理の現状	18
4	建設廃棄物の排出量の将来見込み	21
5	再資源化施設の立地状況及び処理能力	26
6	最終処分場の立地状況及び残余容量	26

1 地域の特徴

(1) 自然環境

山陰と山陽を分ける中国山地の分水嶺は、かなり日本海側に寄っているため、島根県は平地が少なく、北東から南西方向に延長約200kmに横たわる細長い土地となっている。また、島根半島の北方40～80km沖の海上には、島前、島後などからなる隠岐諸島がある。さらに中国山地と日本海との間は、700mから900mの小起伏の山地、海拔約400m前後の高原状の盆地、臨海部に面した平野という、3つの地域に分かれて、総面積の約80%が森林で占められている。

(2) 経済状況

ア 概況

平成10年度の本県の経済は、全国的な経済状況の中で16兆円に昇る国の総合経済対策による大規模な公共投資によって下支えされた。

個人消費は全体としては低い水準にとどまったものの、軽自動車の規格の改訂による需要増加が生じた。民間住宅は金利の引き下げ効果はあったが、着工件数が減少し前年度を下回り、民間設備投資は電気・ガス・水道業の大規模な設備投資がピークを越え、製造業も不況の影響で減少した。

また、公的資本形成は総合経済対策に伴って前年度に引き続き大幅な増加を示した。

イ 県内総生産

平成10年度の県内総生産は2兆4100億円、前年度比、1.2%増となっている。

産業3分類の構成比を見ると、第1次産業は、2.6%とウエイトを下げているのに対し、第2次産業は29.3%、第3次産業は71.1%と横ばいとなっている。(表1)

個別には製造業が16.4%と全国の23.5%に比較して低いのに対し、建設業は12.5% (全国9.3%)、政府サービス生産者は14.3% (同8.3%) と高いウエイトとなっている。

表1 県内総生産

[実額(単位:10億円)]

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
第1次産業	89.3	82.8	76.9	66.5	63.2
第2次産業	699.8	689.9	716.0	696.7	706.6
第3次産業	1,562.3	1,594.5	1,663.1	1,698.7	1,713.1
(控除) 帰属利子等	63.4	72.1	79.8	81.0	73.0
県内総生産	2,288.2	2,295.2	2,376.2	2,380.8	2,410.0

[増加率(単位:%)]

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
第1次産業	10.9	-7.3	-7.1	-13.6	-4.9
第2次産業	0.7	-1.4	3.8	-2.7	1.4
第3次産業	3.6	2.1	4.3	2.1	0.9
(控除) 帰属利子等	13.4	13.7	10.8	1.5	-9.9
県内総生産	2.7	0.3	3.5	0.2	1.2

[構成比(単位:%)]

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
第1次産業	3.9	3.6	3.2	2.8	2.6
第2次産業	30.6	30.1	30.1	29.3	29.3
第3次産業	68.3	69.5	70.0	71.3	71.1
(控除) 帰属利子等	2.8	3.1	3.4	3.4	3.0
県内総生産	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注) 第1次産業: 農業、林業、水産業
 第2次産業: 鉱業、製造業、建設業
 第3次産業: 上記以外の産業等

資料: 県統計課
 「平成10年度しまねの県民経済計算」

ウ 県民所得

平成10年度の県民所得は、1兆9031億円で対前年度増加率は、1.8%減となっている。これは、雇用者所得は堅調な伸びを見せたものの、金利の低下による財産所得の減少や不況によって企業所得が減少したためである。この結果一人当たりの県民所得は248.5万円となっている。(表2)

また、一人当たり国民所得に対する割合で見ると82.9%となっている。

表2 県民所得の配分

[実数(単位:10億円)]

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
雇用者所得	1,317.0	1,370.6	1,384.1	1,418.7	1,436.0
財産所得	166.6	139.0	118.2	111.2	105.8
企業所得	354.9	365.0	463.6	407.4	361.3
県民所得	1,838.5	1,874.6	1,965.9	1,937.3	1,903.1

[増加率(単位:%)]

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
雇用者所得	1.3	4.1	1.0	2.5	1.2
財産所得	-2.5	-16.5	-15.0	-6.0	-4.9
企業所得	5.0	2.8	27.0	-12.1	-11.3
県民所得	1.6	2.0	4.9	-1.5	-1.8

[構成比(単位:%)]

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
雇用者所得	71.6	73.1	70.4	73.2	75.5
財産所得	9.1	7.4	6.0	5.7	5.6
企業所得	19.3	19.5	23.6	21.0	19.0
県民所得	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料:県統計課「平成10年度しまねの県民経済計算」

エ 県内総支出

平成10年度の県内総支出は、その約6割を占める民間最終消費支出は名目で横ばいであったが実質で減少し、県内総資本形成は名目、実質ともに民間住宅投資の大幅な減少や企業の設備投資の減少により投資額が減少した。

経済成長率は1.1%と前年度の伸びを上回っている。(表3)

表3 県内総支出(実質)

[実数(単位:10億円)]平成2暦年基準

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
民間最終消費支出	1,267.4	1,286.1	1,323.9	1,320.6	1,314.7
政府最終消費支出	318.9	325.6	336.4	339.6	350.2
県内総資本形成	786.2	875.5	1,007.7	980.2	904.6
財貨・サービスの移出入	-201.6	-281.2	-367.5	-362.6	-267.4
県内総支出	2,170.9	2,205.9	2,300.5	2,277.8	2,302.1

[増加率(単位:%)]

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
民間最終消費支出	1.5	1.5	2.9	-0.2	-0.4
政府最終消費支出	2.6	2.1	3.3	0.9	3.1
県内総資本形成	4.3	11.4	15.1	-2.7	-7.7
財貨・サービスの移出入	3.4	-39.5	-30.7	1.3	26.3
県内総支出	3.1	1.6	4.3	-1.0	1.1

[構成比(単位:%)]

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
民間最終消費支出	58.4	58.3	57.5	58.0	57.1
政府最終消費支出	14.7	14.8	14.6	14.9	15.2
県内総資本形成	36.2	39.7	43.8	43.0	39.3
財貨・サービスの移出入	-9.3	-12.7	-16.0	-15.9	-11.6
県内総支出	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料:県統計課「平成10年度しまねの県民経済計算」

2 建築物等の現状及び建築物等の解体工事等の状況

(1) 既存建築物の現状

平成10年度住宅統計調査によると、本県の木造住宅率は83.0%で全国の31.1%を大きく上回っている。

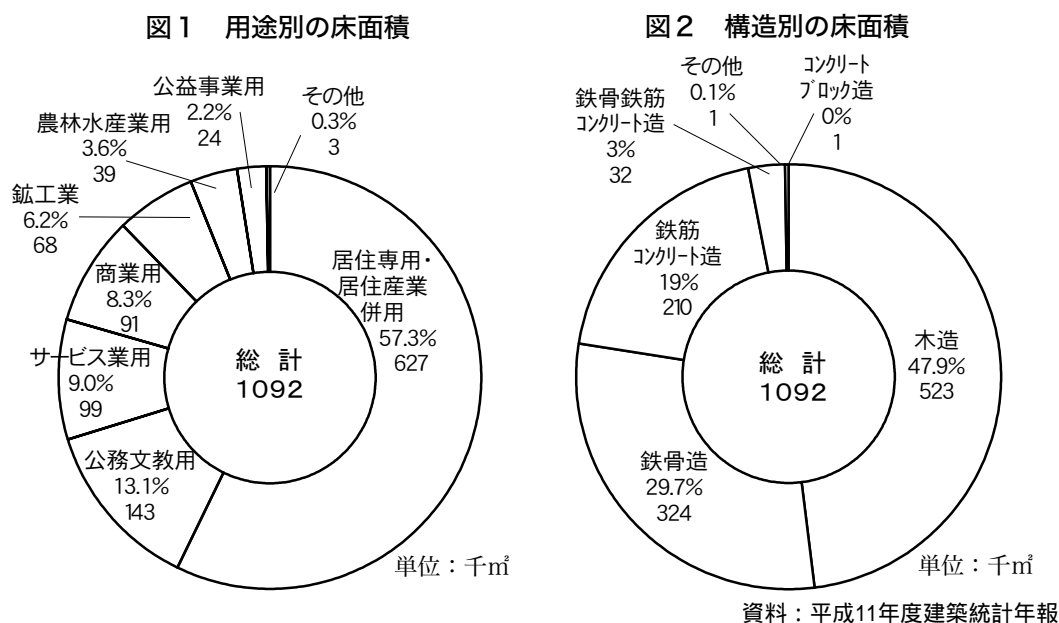
なお、終戦前（～1944年）建築住宅率は、14.3%で全国一である。

(2) 新築建築物の状況

平成11年度計の建築統計年報によると、本県の年間着工建築物の延べ床面積は、1,092千㎡となっており、用途別では、居住系が57.3%を占め、その他公務文教用が13.1%、サービス業務用が9.0%等となっている。（図1）

構造別では木造が47.9%、鉄骨造が29.7%、鉄筋コンクリート造19.0%等となっている。（図2）

建築主別では個人が50.4%、会社・団体が33.2%、市町村が11.0%等となっている。



(3) 解体建築物の状況

本県の年間解体建築物の延べ床面積は、過去3カ年の平均で、木造が141千㎡、非木造が68千㎡となっている。（表4）

表4 除却建築物床面積

単位：㎡

	構造別	除却床面積	合計
H9	木造	144,862	220,492
	非木造	75,630	
H10	木造	142,457	197,223
	非木造	54,766	
H11	木造	136,201	209,224
	非木造	73,023	

資料：建築統計年報

3 建設廃棄物の発生・処理の現状

(1) 全県値の各土木建築（土木）事務所管内への按分手法

建設廃棄物の発生・処理の現状は、平成7年度建設副産物実態調査結果によるが、調査結果が全県値（県・市町村等の各発注区分の値）のみであるので、これを以下のような指標を用いて各土木建築（土木）事務所管内・隠岐支庁土木建築局管内（以下、「土木管内」という。）ごとに按分した。

各土木管内への按分に用いたデータ

発注区分	按分に用いたデータ
島根県	各土木建築事務所の本工事費
市町村	各市町村の建設事業費
国・公団等・民間土木	建設副産物実態調査による単純集計値
建築	着工延床面積

各土木建築事務所又は各市町村の全県に占める比率を用いて、排出量等の全県値を按分

(2) 排出量の状況

平成7年度建設副産物実態調査の結果によると、平成7年度に県内で排出した建設廃棄物排出量は606千tであった。これを発注区分別に見ると、公共土木工事からのものが394千tと最も多く、次いで建築工事が188千tとなっている。（表5）

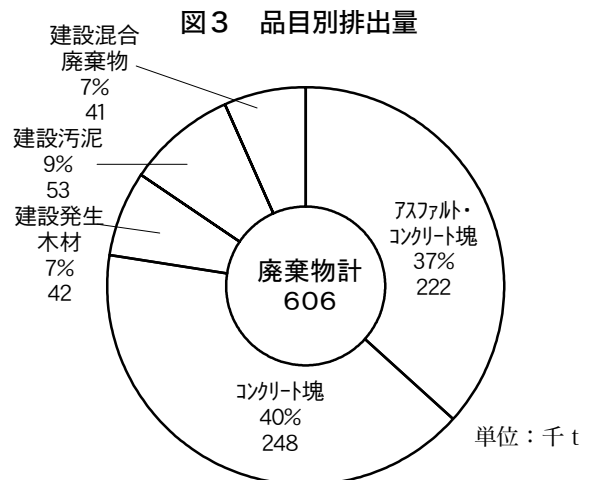
土木管内別に見ると、最も排出量の多いのは出雲土木管内の136千t、次いで松江土木管内の97千tとなっている。

表5 建設廃棄物排出量

土木管内	公共土木					民間土木	建築			合計
	島根県	市町村	国	公団	小計		新築	解体	小計	
松江	17	18	11	2	48	4	18	28	46	97
広瀬	9	6	5	-	20	0	4	6	10	30
木次	19	16	12	-	47	0	4	6	10	58
仁多	10	7	0	-	17	0	1	2	3	20
出雲	21	31	16	-	68	12	21	35	56	136
大田	19	12	1	-	32	0	3	5	8	41
川本	14	17	1	-	31	1	2	4	6	38
浜田	19	23	4	-	47	3	11	18	29	79
益田	13	10	4	-	27	2	4	6	11	40
津和野	10	9	0	-	20	0	1	2	3	23
隠岐	19	19	0	-	38	1	2	4	6	44
島根県計	170	169	53	2	394	24	72	116	188	606

単位：千t

これを品目別に示したものが図3である。これを見ると、コンクリート塊の排出量が248千tと最も多く、次いでアスファルト・コンクリート塊の222千t、建設発生木材の42千tとなっている。



資料：平成7年度建設副産物実態調査

表6 建設廃棄物排出量

単位：千t

土木管内	アスファルト・ コンクリート塊	コンクリート塊	建設発生木材	建設汚泥	建設混合廃棄物	廃棄物計
松 江	29	41	11	6	10	97
広 瀬	11	13	2	2	2	30
木 次	29	20	2	5	2	58
仁 多	9	8	1	2	1	20
出 雲	35	65	12	13	12	136
大 田	16	16	2	5	2	41
川 本	18	14	2	3	2	38
浜 田	29	32	6	6	6	79
益 田	18	14	3	3	2	40
津 和 野	10	9	1	2	1	23
隠 岐	19	17	1	6	1	44
島根県計	222	248	42	53	41	606

(3) 建設資材利用の状況

平成7年度建設副産物実態調査の結果によると、平成7年度の砕石利用量は1,849千tであった。これを発注区分別に見ると、公共土木工事が1,706千tと約90%を占め、その内市町村発注分が784千tと最も多くなっている。(表7)

土木管内別に見ると、最も利用量の多いのは出雲土木管内で311千t、次いで浜田土木管内の249千tとなっている。

表7 砕石利用量

単位：千t

土木管内	公 共 土 木					民間土木	建 築			合 計
	島根県	市町村	国	公 団	小 計		新 築	解 体	小 計	
松 江	71	84	20	19	193	12	17	0	17	222
広 瀬	37	30	69	-	136	0	4	0	4	140
木 次	76	75	17	-	168	1	4	0	4	173
仁 多	41	32	0	-	73	1	1	0	1	75
出 雲	88	145	48	-	281	9	21	0	21	311
大 田	75	57	13	-	145	0	3	0	3	148
川 本	56	78	20	-	153	1	2	0	2	157
浜 田	92	109	1	-	202	36	11	0	11	249
益 田	52	48	1	-	101	10	4	0	4	115
津 和 野	43	42	0	-	85	0	1	0	1	86
隠 岐	83	86	0	-	169	2	2	0	2	173
島根県計	715	784	188	19	1,706	73	70	0	70	1,849

一方アスファルト合材利用量は600千tであった。これを発注区分別に見ると、公共土木工事が568千tと約95%を占め、その内市町村発注分が259千tと最も多くなっている。(表8)

土木管内別に見ると、最も利用量の多いのは出雲土木管内で93千t、次いで木次土木管内の78千tとなっている。

表8 アスファルト合材利用量

単位：千t

土木管内	公 共 土 木					民間土木	建 築			合 計
	島根県	市町村	国	公 団	小 計		新 築	解 体	小 計	
松 江	23	28	7	5	63	5	4	0	4	71
広 瀬	13	10	6	-	29	0	1	0	1	30
木 次	27	25	25	-	77	0	1	0	1	78
仁 多	16	10	0	-	26	0	0	0	0	26
出 雲	25	48	13	-	86	2	5	0	5	93
大 田	24	19	9	-	51	0	1	0	1	52
川 本	21	26	1	-	48	1	1	0	1	49
浜 田	28	36	6	-	70	3	2	0	2	75
益 田	19	16	3	-	37	3	1	0	1	41
津 和 野	15	14	0	-	29	0	0	0	0	29
隠 岐	24	28	0	-	52	1	0	0	0	54
島根県計	234	259	70	5	568	16	16	0	16	600

(4) リサイクルの状況

平成7年度建設副産物実態調査の結果によると、平成7年度の建設廃棄物のリサイクル率は53.5%であった。これを発注区分別に見ると、公共土木工事で67.4%と高くなっている。(表9)

これを品目別に見ると、アスファルト・コンクリート塊が78.9%と最も高く、次いでコンクリート塊の56.8%、建設発生木材は16.8%となっている。逆に、建設混合廃棄物は0.3%、建設汚泥は1.5%と低くなっている。(表10)

表9 建設廃棄物のリサイクル率(発注区分別)

土木管内	公 共 土 木					民間土木	建 築			合 計
	島根県	市町村	国	公 団	小 計		新 築	解 体	小 計	
松 江	70.2%	75.5%	65.5%	78.0%	71.5%	82.1%	16.5%	24.9%	21.7%	48.4%
広 瀬	77.0%	48.7%	96.5%	-	72.7%	-	11.9%	24.9%	20.0%	55.5%
木 次	77.6%	78.2%	89.6%	-	80.9%	-	12.0%	24.9%	20.0%	69.7%
仁 多	86.9%	74.4%	-	-	81.9%	-	12.0%	24.9%	20.0%	71.5%
出 雲	80.6%	81.3%	87.5%	-	82.5%	67.9%	32.1%	20.4%	24.9%	57.5%
大 田	57.3%	84.1%	74.4%	-	67.9%	-	11.9%	36.7%	27.2%	58.9%
川 本	66.8%	56.4%	65.8%	-	61.1%	83.5%	12.0%	24.9%	20.0%	55.5%
浜 田	63.1%	39.8%	63.8%	-	51.4%	73.6%	13.0%	21.3%	18.1%	40.0%
益 田	40.2%	15.9%	5.0%	-	25.9%	69.0%	2.6%	24.9%	16.4%	25.4%
津 和 野	74.0%	79.3%	-	-	74.6%	-	12.0%	23.4%	19.0%	68.1%
隠 岐	46.1%	71.7%	-	-	58.6%	82.6%	28.2%	24.9%	26.2%	54.7%
島根県計	66.3%	65.7%	75.9%	78.0%	67.4%	71.7%	19.2%	23.5%	21.9%	53.5%

表10 建設廃棄物のリサイクル率(品目別)

土木管内	アスファルト・ コンクリート塊	コンクリート塊	建設発生木材	建設汚泥	建設混合廃棄物	廃棄物計
松 江	86.2%	46.6%	20.0%	2.0%	0.0%	48.4%
広 瀬	80.0%	57.2%	22.2%	0.8%	0.0%	55.5%
木 次	92.0%	67.5%	19.5%	1.0%	0.1%	69.7%
仁 多	98.2%	69.1%	0.0%	1.0%	0.0%	71.5%
出 雲	95.2%	67.0%	8.3%	0.7%	0.0%	57.5%
大 田	75.8%	66.0%	50.8%	0.6%	0.0%	58.9%
川 本	71.0%	51.5%	17.5%	1.5%	0.1%	55.5%
浜 田	56.5%	44.6%	11.2%	1.2%	1.6%	40.0%
益 田	26.5%	32.8%	19.0%	1.0%	0.0%	25.4%
津 和 野	86.9%	72.2%	0.0%	1.1%	0.0%	68.1%
隠 岐	88.3%	42.6%	18.6%	0.9%	0.0%	54.7%
島根県計	78.9%	56.8%	16.8%	1.5%	0.3%	53.5%

4 建設廃棄物の排出量の将来見込み

(1) 将来推計手法

建設副産物排出量及び建設資材利用量の将来予測を各土木管内別に行った。

予測手法は将来の工事額（土木工事）や延床面積（建築工事）を母集団とした原単位法により、予測を行った。

$$\text{（将来の建設廃棄物排出量等）} = \text{（将来の母集団）} \times \text{（母集団当たりの排出量等；原単位）}$$

なお、母集団当たりの排出量等（原単位）は、現状と変化がないものとして行った。事業区分ごとの将来の母集団の予測手法については、下記のとおりである。

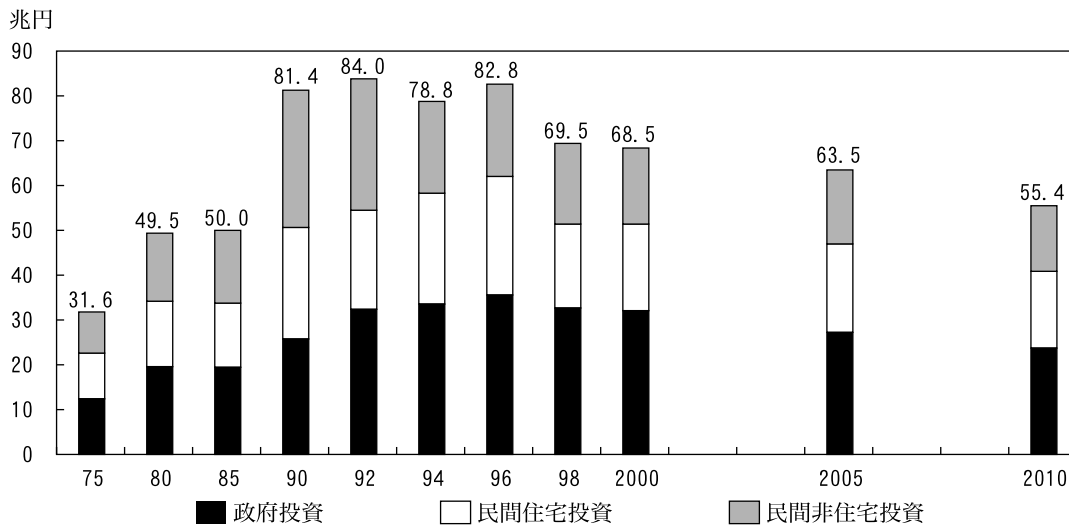
公共土木工事及び民間土木工事

土木工事の母集団は工事額とする。将来の母集団（工事額）を以下のように推計する。

図4及び表11は、小沢道一（建設経済研究所）「二〇一〇年の建設市場の展望」による建設投資の予測である。これによると、政府建設投資は2000年度において31.8兆円（1998年度から1.9%減少）、2000年度以降は5年間で15%の減少となっている。

図4をみると、この予測はトレンドからみて妥当であると考えられることから、これを基に予測を行った。

図4 建設投資の推移と予測



- 注) ・2000年度までは名目値。2005年度、2010年度は2000年度価格。
 ・98年度までは、建設省「平成11年度建設投資見通し」による。
 ただし、98年度の政府投資は、国民経済計算の98年度公的資本形成の確定値に基づき、筆者が推計したもの（32.4兆円）である。
 ・2005年度、2010年度の値は、表11に示す値の平均値である。

資料：小沢道一（建設経済研究所）「二〇一〇年の建設市場の展望」、建設オピニオン平成12年2月号

表11 建設投資の予測

単位：兆円

年 度	1995	1998	2000	2005	2010
政府建設投資	35.6	32.4*1	31.8*2	27.0	23.0
民間住宅建設投資	23.9	19.6	20.2*2	20.4	18.1
民間非住宅建設投資	19.5	17.5	16.4*2	15.4～16.8	13.6～14.9
合計(A)	79.0	69.5	68.5*2	62.8～64.2	54.7～56.0
GDP(B)	489.7	497.3	498.9*3	537.5*4	564.9*5
(A)/(B)(%)	16.1	14.0	13.7	11.7～11.9	9.7～9.9

注) 2000年度までは名目値。2005年度、2010年度は2000年度価格

* 1 : 国民経済計算の98年度公的資本形成確定値×0.83(小沢道一算定)

* 2 : (財)建設経済研究所予測(99年12月)による。

* 3 : 政府経済見通し

* 4 : 2000年度～2005年度毎年度1.5%の伸びを推定

* 5 : 2005年度～2010年度毎年度1.0%の伸びを想定

資料：小沢道一(建設経済研究所)「二〇一〇年の建設市場の展望」、建設オピニオン平成12年2月号

公共土木工事の工事額の動向は、政府建設投資の動向に近いと考えられることから、この予測での政府建設投資の伸び率と同じ伸び率で、県内の公共土木工事の工事額も変動すると仮定した。

この仮定に基づいて、公共土木工事の工事額の伸びを表12のように設定した。

表12 公共土木工事の工事額の伸び率(予測)

年 度	1995～2000 (平成7～12)	2000～2005 (平成12～17)	2005～2010 (平成17～22)
伸び率	-11%	-15%	-15%

注) 年平均の伸び率ではなく、期間全体の伸び率である

一方、民間土木工事の工事額の動向は、国全体の民間非住宅建設投資の動向に近いと考えられることから、この予測での民間非住宅建設投資の伸び率と同じ伸び率で、県内の民間土木工事の工事額も変動すると仮定した。

この仮定に基づいて、民間土木工事の工事額の伸びを表13のように設定した。

表13 民間土木工事の工事額の伸び率(予測)

年 度	1995～2000 (平成7～12)	2000～2005 (平成12～17)	2005～2010 (平成17～22)
伸び率	-16%	-2%	-11%

注) 年平均の伸び率ではなく、期間全体の伸び率である

建築工事(新築・改築)

建築工事からの建設廃棄物の排出量等は、工事費よりも床面積との関係が大きいいため、建築工事(新築・改築)の母集団は着工延床面積とした。

将来の母集団(着工延床面積)を以下のように推計する。

将来の着工延床面積は、過去のデータから県内総生産(平成7年度を基準とする実質値)と世帯の増加数(対前年度)を説明変数とする回帰式を作成し、回帰式に県内総生産・世帯の増加数の予測値を代入することにより算定した。

将来の世帯数の増加数は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計(平成9年1月推計)」による世帯数の予測値を用いて算定した。この予測の予測年度は5年ごと(平成12、17、22年度等)であるので、その中間にある年度は線形補間によって算定した。

本県の経済成長率は、表3のとおりであるが、平成9年度が-1.0%、平成10年度が

1.1%であったことを考慮して、平成11年度以降の経済成長率は、平成9、10年度の平均に近

い0%と仮定し、県内総生産は平成10年度の値のまま推移するとした。

以上により、建築工事（新築・改築）の予測に用いる各種指標を表14のように設定した。

表14 建築工事（新築・改築）に関する各種指標（予測）

単位：世帯

年 度	2000(平成12)	2005(平成17)	2010(平成22)
世 帯 数	257,470	254,000	252,000
同増加数（対前年度）	- 285	- 694	- 400
県内総生産（百万円）	2,393,844	2,393,844	2,393,844

注1) 世帯数のうち、2000年度は国勢調査の速報値、それ以外の年度は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計（平成9年1月推計）」による

注2) 県内総生産は平成7年度を基準とした実質値である。平成11年度以降、平成10年度の値のまま推移すると仮定した。

建築工事（解体）

建築工事からの建設廃棄物の排出量等は、工事費よりも床面積との関係が大きいいため、建築工事（解体）の母集団は除却床面積とした。

将来の母集団（除却延床面積）を説明変数に着工延床面積の累積値と経済成長率を用いた回帰式により算定した。前項と同様、平成11年度以降の経済成長率は、平成9、10年度の平均値に近い0%と仮定した。

予測に用いた各種指標を表15のように設定した。

表15 建築工事（解体）に関する各種指標（予測）

年 度	2000(平成12)	2005(平成17)	2010(平成22)
経 済 成 長 率	0%	0%	0%

注1) 平成11年度以降、経済成長率は0%と仮定した。

以上の方法により推計された床面積を表16に示す。

表16 将来の床面積の予測値

単位：㎡

年 度	2000(平成12)	2005(平成17)	2010(平成22)
着 工 延 床 面 積	1,038,794	1,010,714	1,030,899
除 却 延 床 面 積	245,212	249,010	252,810

(2) 将来推計結果

建設廃棄物排出量は、平成7年度に606千tであったものが、平成17年度には530千t（うち島根県発注分129千t、市町村発注分129千t）、平成22年度には495千t（うち島根県発注分111千t、市町村発注分110千t）に減少すると見込まれる。（図5）

土木管内別に見ると、最も排出量が多いのは出雲土木管内で（平成17年度117千t、平成22年度111千t）、次いで松江土木管内（平成17年度107千t、平成22年度105千t）となっている。

（表17）

図5 建設廃棄物排出量の将来予測

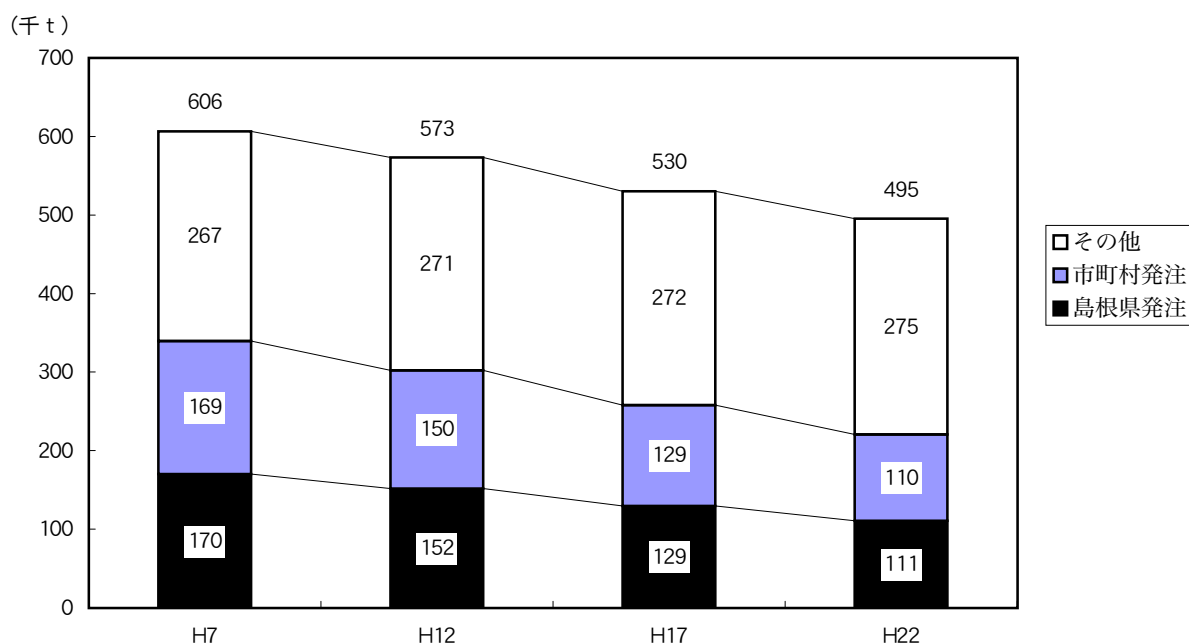


表17 建設廃棄物排出量の将来予測

単位：千t

土木管内	島根県計				うち島根県発注				うち市町村発注			
	H7	H12	H17	H22	H7	H12	H17	H22	H7	H12	H17	H22
松江	97	110	107	105	17	15	13	11	18	16	14	12
広瀬	30	27	25	23	9	8	7	6	6	6	5	4
木次	58	58	53	48	19	17	14	12	16	14	12	10
仁多	20	20	18	17	10	9	8	7	7	6	5	4
出雲	136	124	117	111	21	18	16	13	31	28	24	20
大田	41	37	33	30	19	17	15	12	12	11	9	8
川本	38	34	30	27	14	12	10	9	17	15	13	11
浜田	79	66	61	57	19	17	15	13	23	21	18	15
益田	40	36	32	30	13	12	10	8	10	9	8	7
津和野	23	21	18	16	10	9	8	7	9	8	7	6
隠岐	44	41	36	32	19	17	15	13	19	16	14	12
島根県計	606	573	530	495	170	152	129	111	169	150	129	110

注1) H7は実績値である。

これを品目別に示したものが図6～7である。これらを見ると、コンクリート塊の排出量が最も多く、平成17年度に245千t（46%）、平成22年度に239千t（49%）となっており、次いでアスファルト・コンクリート塊が多く、平成17年度に172千t（32%）、平成22年度に149千t（30%）となっている。

図6 平成17年度品目別排出量の予測

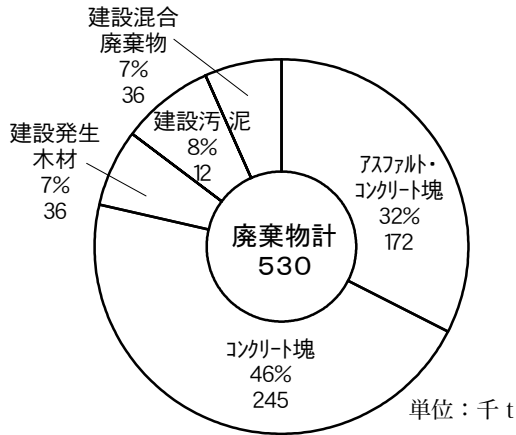


図7 平成22年度品目別排出量の予測

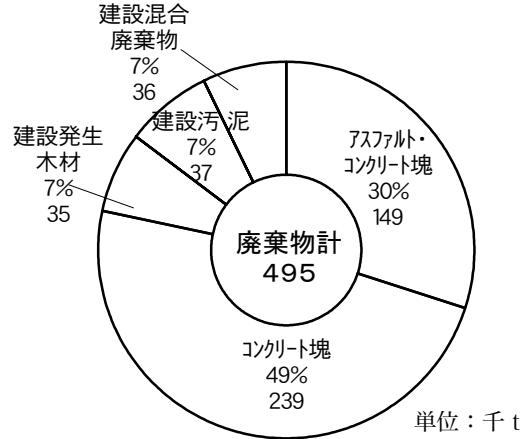


表18 平成17年度建設廃棄物排出量の予測

単位：千t

土木管内	アスファルト・コンクリート塊	コンクリート塊	建設発生木材	建設汚泥	建設混合廃棄物	廃棄物計
松江	24	55	11	6	11	107
広瀬	8	12	2	2	2	25
木次	22	21	3	4	3	53
仁多	7	8	1	2	1	18
出雲	27	62	9	10	9	117
大田	12	14	1	4	1	33
川本	14	11	1	2	1	30
浜田	22	27	4	4	4	61
益田	14	13	2	2	2	32
津和野	8	7	1	2	1	18
隠岐	15	15	1	4	1	36
島根県計	172	245	36	42	36	530

表19 平成22年度建設廃棄物排出量の予測

単位：千t

土木管内	アスファルト・コンクリート塊	コンクリート塊	建設発生木材	建設汚泥	建設混合廃棄物	廃棄物計
松江	21	57	11	5	11	105
広瀬	7	12	2	1	2	23
木次	19	21	3	3	3	48
仁多	6	7	1	1	1	17
出雲	23	61	9	9	9	111
大田	10	13	1	3	1	30
川本	12	11	1	2	1	27
浜田	19	26	4	4	4	57
益田	12	12	2	2	2	30
津和野	7	7	1	2	1	16
隠岐	12	14	1	4	1	32
島根県計	149	239	35	37	36	495

5 再資源化施設の立地状況及び処理能力

平成12年12月末現在で、処分業者が設置している再資源化施設の設置状況は、表20のとおりである。

表20 再資源化施設の立地状況及び処理能力

種別 土木管内	コンクリート塊 アスファルト・コンクリート塊		建設発生木材			
	破 碎 施 設		破 碎 施 設		焼 却 施 設	
	基 数	処理能力 t / 日	基 数	処理能力 t / 日	基 数	処理能力 t / 日
松 江	20	8,273	1	240	19	114
広 瀬	5	3,065				
木 次	3	2,700			1	3
仁 多	4	3,039	1	275	1	4
出 雲	21	11,574	3	88	6	24
大 田	3	1,608	1	240	2	7
川 本	4	4,990	3	2,816		
浜 田	9	4,814			5	17
益 田	5	2,600	4	1,422	1	3
津 和 野	3	603	1	18	1	4
隠 岐	6	3,780			1	5
合 計	83	47,046	14	5,099	37	181

注) 処理能力は小数点以下4捨5入

資料: 県廃棄物対策課

6 最終処分場の立地状況及び残余容量

平成12年12月末現在で、処分業者が設置している産業廃棄物最終処分場は、表21のとおりである。

表21 最終処分場の立地状況

種別 土木管内	管理型処分場施設数	安定型処分場施設数
松 江	1	3
広 瀬		2
木 次		
仁 多		
出 雲	1	1
大 田		1
川 本		
浜 田		3
益 田		3
津 和 野	1	
隠 岐		
合 計	3	13

注) 許可対象施設で供用中の施設のみ掲載

資料: 県廃棄物対策課

なお、平成12年3月末現在の残余容量は、管理型処分場で285,250m³、安定型処分場で626,838m³となっている。

最終処分場が現状のまま推移するものとして予測すると、残余年数は管理型処分場で2.9年、安定型処分場で8.4年となっている。